

公共施設管理業務委託等における最低制限価格率の改定について

平塚市では、現在、一般業務委託のうち公共施設管理業務委託などの業務委託については、ダンピング防止を目的として、最低制限価格を適用しています。

今般のコロナ禍により、市内経済及び就労環境が依然として厳しい状況であることから、最低賃金の上昇等を踏まえ、労働集約型業務であるビルメンテナンス業務については、公共施設の品質を確保していく必要があることを考慮して、下記のとおり最低制限価格率を改定することといたします。

【改定の概要】

| 対象業務 | 最低制限価格率 |
|--|--|
| 「公共施設維持管理業務」 「警備・受付の委託」 「建物設備保守管理業務」 | 改定前 80%  改定後 83% |
| 適用時期：令和4年4月1日以降に契約締結する案件から適用 | |

【留意事項】

最低制限価格が適用される入札案件は、入札公告等により、その旨を明示しますので、ご注意ください。